

## 第2章 分限・懲戒

### ○鳥羽志勢広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

〔平成11年4月1日〕  
条例第5号

改正 平成16年10月1日条例第3号

鳥羽志勢広域連合職員の分限に関する手続及び効果については、志摩市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年志摩市条例第34号）の例による。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成16年10月1日条例第3号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。